

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	農林水産部
監査の種類	平成29年度定期監査（29監第2号 平成29年7月24日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年10月2日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料等の算出に誤りのある例又は算出式に統一が図られていない例が認められた。	平成29年 10月2日
2 収入事務（その2） フラワーセンター施設使用料に係る減免事務において、使用料免除の適用に不適切な例が認められた。	平成29年 10月2日
3 収入事務（その3） 川前活性化センター使用料に係る収入事務において、減免決定前に減免後の使用料を徴収している例が認められた。	平成29年 10月2日
4 収入事務（その4） 湯の岳山荘使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	平成29年 10月2日
5 支出事務 補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。	平成29年 10月2日
6 契約事務（その1） 契約締結の事務は、予算執行の行為であるため、平成28年4月1日以後に行わなければならないが、同日前行われていた。	平成29年 10月2日
7 契約事務（その2） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	平成29年 10月2日
意見又は要望とする事項	
1 特定事項（第四期新農業生産振興プラン推進事業補助金について）	平成29年 10月2日

2 特定事項（イノシシ被害対策に関する取組みについて）	平成29年 10月2日
3 財産管理事務（財産区における財産管理について）	平成29年 10月2日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料等の算出に誤りのある例又は算出式に統一が図られていない例が認められた。</p> <p>※ いわき自然休養村協力会に対する行政財産使用許可に伴うフラワーセンターライフ館の電気料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定により、子メーターがある場合として算出すべきところ、当該通知と異なる取扱いにより算出していた。【類例1件あり】</p> <p>また、卸売市場施設に係る電気等の費用の計算は、市場業務条例及び市場業務条例施行規則の規定により、計器によるものとなっているが、電気料金と水道料金等の算出式が異なるものとなっていた。</p> <p style="text-align: center;">（農業振興課、卸売市場）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>農業振興課</p> <p>私用電気料等の算出の際、子メーターがある場合は、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定を適用することとされておりましたが、指摘があるまでその当該規定について理解が及んでおりませんでした。</p> <p>卸売市場</p> <p>本市場の各種料金算出式は、従来から以下を採用しており、料金間での統一がなされていませんでした。また、その算出式の検証も行われてきませんでした。</p> <p>(1) 電気料金＝基本料金＋使用料金 【基本料金】 業者ごとの契約電力相当×基本料金単価×市場用基本料金算定用乗率 【使用料金】 電気使用量×電力料金単価</p> <p>(2) 水道料金 市場全体の水道料× 当該業者の使用量／市場全体の使用量</p> <p>(3) 下水道料金 市場全体の下水道使用料× 当該業者の使用量／市場全体の使用量</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>農業振興課</p> <p>今後は、フラワーセンターライフ館全体の電気料金請求内訳書を月ごとに提出してもらい、いわき自然休養村協力会に対する実費負担金を全体の電気料金を基に按分することで、算出</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>フラワーセンター施設使用料に係る減免事務において、使用料免除の適用に不適切な例が認められた。</p> <p>※ フラワーセンター施設使用料が免除となる団体の基準は、いわき市フラワーセンター条例施行規則第5条別表の規定により、「いわき市内に居住している65歳以上の老人の団体が施設の設置目的に基づいて行事を行う場合」となっているが、適用する団体の基準が未整備のまま、株式会社（通所介護事業所）が申請した場合にも使用料を免除していた。</p> <p style="text-align: right;">（農業振興課）</p> <p>3 収入事務（その3）</p> <p>川前活性化センター使用料に係る収入事務において、減免決定前に減免後の使用料を徴収している例が認められた。</p> <p>※ 平成29年3月25日に使用許可を行い、また減免の申請がなされた川前活性化センター使用料は、同日付で収入しているが、減免の決定は同月29日に行われており、減免決定前に減免後の使用料を収入していた。</p> <p style="text-align: right;">（農地課）</p>	<p>して参ります。</p> <p>卸売市場</p> <p>請求額の検証を行い、併せて、「行政財産使用許可に係る光熱水費徴収方法（平成25年10月25日付け財政部長通知）」も参考とした結果、新年度からは、電気料金算出式を以下に改め、料金間での統一を図って参ります。</p> <p style="text-align: center;">市場全体の電気料× 当該業者の使用量／市場全体の使用量</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>「いわき市内に居住している65歳以上の老人の団体が施設の設置目的に基づいて行事を行う場合」について、「65歳以上の老人の使用」ということだけを理由として、使用料免除の受付を行い、免除を行っておりました。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後におきましては、使用料免除を適用しようとする団体につきましては、団体の規約や名簿等を求めるなどして適用の可否を判断して参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>川前活性化センター使用料については、収納事務委託契約により、指定管理者であるいわき市川前活性化センター運営協議会が徴収しており、その減免決定については、市（農地課）において行っておりますが、本件は、双方の認識・確認不足により、減免決定前に使用料を徴収してしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>使用料について減免申請のある場合は、減免</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>4 収入事務（その4）</p> <p>湯の岳山荘使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 湯の岳山荘使用料については、市財務規則第54条第5項の規定に基づき、受領した現金をその翌日までに指定金融機関等へ払い込まなければならないが、平成28年8月11日（木）から同月15日（月）までに受領した現金について同月16日（火）に払い込まれていた。また、当該期間以外における使用料についても、おおむね一週間単位で払い込まれていた。</p> <p style="text-align: right;">（林務課）</p>	<p>決定後に使用料の徴収をするよう指定管理者へ指導しました。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>指定管理者における人員不足による組織体制の不備、及び関係者における市財務規則等の理解不足により、同規則第49条の3第2項にある会計管理者の指定を得たものとして取り扱っていたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>指定管理者に対し、人員配置や組織体制の見直しを指導し、受領後翌営業日までに指定金融機関へ払い込みができる体制に改めました。今後は、市財務規則の適切な理解及び遵守徹底に努めるとともに、再発防止に努めて参ります。</p>
<p>5 支出事務</p> <p>補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。</p> <p>※ 農林水産物風評被害対策事業補助金の交付に係る事務について、市補助金等交付規則を事務処理根拠として交付決定を行っていた。補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、同規則に定めるもののほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要があるが、個別の補助金交付要綱が整備されていない。</p> <p style="text-align: right;">（農業振興課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該補助金は、東日本大震災に伴い、新たにできた補助金であり、時限的なものであるとの認識から、毎年度、市長決裁で足りると考え、要綱を整備していませんでした。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>未だ風評が払拭していない状況を鑑み、補助金を継続交付する考えではありますが、平成29年度の補助金は既に交付済みであることから、平成30年度の補助金に併せ、補助要綱を制定することとします。</p>
<p>6 契約事務（その1）</p> <p>契約締結の事務は、予算執行の行為であるため、平成28年4月1日以後に行わなければならないが、同日前に行われていた。</p> <p>※ 農業系汚染廃棄物処理事業に係る一時</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>関係職員の認識不足により、前年度から引き続いての契約であったため、平成28年3月18日付けで契約を締結してしまったものです。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>集積所の土地賃貸借契約に関する事務について、平成28年度の予算執行とするとき、契約締結の事務を平成28年4月1日以後に行わなければならないが、同年3月18日に行われていた。</p> <p>(農業振興課)</p> <p>7 契約事務 (その2)</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 田人町荷路夫字焼倉立木処分に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第1項の規定による「一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者(以下「排除措置対象者」という。)に該当しないことを要件とする」必要な措置が講じられていなかった。</p> <p>また、同条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」も講じられていなかった。</p> <p>(林務課)</p>	<p>[措置した内容]</p> <p>今後は、同様の誤りが生じることがないように、関係例規等を確認し適正な事務執行に努めて参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>入札及び契約に際して、関係職員の認識不足等により契約書等への契約解除条項の規定文等の記載漏れが発生したものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今後、発生する同様の入札手続き及び契約については、入札参加者等に対し、暴力団等の排除に係る本市の方針及び契約書中に記載する解除条項の趣旨を十分に説明し、理解を求めるとともに、今回指摘のあった事項について、今後発生する同様の書類等に記載することはもとより、適切な事務処理に努めて参ります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 特定事項(第四期新農業生産振興プラン推進事業補助金について)</p> <p>第四期新農業生産振興プラン(以下「プラン」という。)は、上位計画である「いわき市農業・農村振興基本計画」における生産振興部門の行動計画として、「経営、生産、ブランドの3つの力でパワーアップ いわきの農業」をテーマとし、農業における「経営」「生産」「流通・消費」の3つを柱に、より特色ある農業の実現のため、「いわき昔野菜の普及拡大」「6次産業化の推進」「直売所の魅力向上」「供給力(生産)の強化」の4項目を施策展開における重点戦略と位置づけたものであり、プランに基づき、農業の生産振興に係る事業を行う者に対し、第四期新農業生産振興プラン推進事業補助金を交付しているところである。</p> <p>補助金の交付にあたっては、プランの具現化を目的とする推進事業を公平かつ効果的に実施するため、第四期新農業生産振興プラン推進事業検討委員会を設置し、事業主体者が作成した推進事業計画の内容について、プランの振興施策との合致、事業効果等の評価を行い、推進事業の採択を行っており、推進事業の履行確認は、関係書類の点検はもとより、事業主体者立会いの下、現地調査による導入物の確認等を行っている。</p> <p>しかしながら、補助金を活用した推進事業の導入後の効果について、推進事業計画には目標年度における生産量等の成果目標が記載されているものの、目標の達成状況の検証作業等はなされていない状況にある。さらに、同一の事業主体者が毎回異なる推進事業を計画した場合においても、推進事業の内容がプランの振興施策と合致し、事業効果が見込まれる場合には、以前に交付した補助金による目標の達成状況にかかわらず、補助金の交付を妨げない仕組みとなっている。</p>	<p>当該意見を踏まえ、当補助金を活用した推進事業の導入後の効果について、特に成果目標がはっきりしない新規事業者や、同一の事業主体者が毎回異なる推進事業を計画した場合においては、成果目標の達成状況など補助採択の実効性の効果について検証していき、当プランに基づく第四期新農業生産振興プラン推進事業補助金の活用状況を把握して参りたいと考えております。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>このため、補助金の有効性を確保する観点から、推進事業の目標年度における成果目標の達成状況など事業効果の検証や、目標達成状況を補助採択や補助率に反映させるなどの仕組みを構築し、いちごやトマトなど、いわきらしい多様な園芸作目の栽培を推進する特色ある農業の実現を望むものである。</p> <p style="text-align: center;">(農業振興課)</p> <p>2 特定事項(イノシシ被害対策に関する取組みについて)</p> <p>平成28年10月に、市農業委員会から市長に提出された「農地等の利用の最適化の推進に関する意見等」においては、前年度に引き続き、重点項目「イノシシ被害対策の拡充」の中で、イノシシの捕獲頭数の適切な設定並びに捕獲報奨金の予算確保の継続などが要望されている。また、平成29年5月28日に開催された川前地区まちづくり懇談会では、「イノシシ対策について」が懇談事項となり、提案者からは農作物への被害軽減が達成されないことによる農業生産意欲の減退が強く懸念されるなど、イノシシ被害対策は市民にとって強い関心事項となっている。</p> <p>鳥獣被害防止対策を総合的かつ効果的に進めることを目的に制定された鳥獣被害防止特措法第13条第1項では、「国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行う」と定めている。</p> <p>また、鳥獣被害防止特措法第3条第1項に基づき、農林水産大臣が策定した「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための</p>	<p style="text-align: center;">措置した内容</p> <p>当該意見を踏まえ、環境企画課や各支所との連携を密にし、狩猟者の捕獲情報やイノシシの出没状況等を地区別に把握するとともに、効果的な被害防止対策を進めることができる柔軟な組織体制について検討して参ります。</p> <p>併せて、今年度より県と市町村が共同で実施を検討している、農林業センサスの農業集落を対象とした、鳥獣被害に係るアンケート調査の活用等により、集落ごとの有害鳥獣の生息状況や被害状況を把握して参りたいと考えております。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>施策を実施するための基本的な指針」(平成27年5月29日付け農林水産省告示第1396号)では、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣による農林水産業等に係る被害を的確に把握することが重要であり、市町村は、「被害の程度や場所、被害傾向の季節的変動等の把握が被害防止の観点から有効であることに鑑み、可能な限りこれらについて把握するよう努める」とされている。</p> <p>本市のイノシシ被害防止施策の実施体制としては、「いわき市鳥獣被害防止計画」に基づく「いわき市鳥獣被害防止対策協議会」が設置されている。協議会は、市のほか、いわき市農業協同組合、いわき市農業共済組合、いわき市森林組合、NPO法人鳥獣被害防止研究会が構成機関となっており、市は、農業振興課が事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行っているところである。</p> <p>しかしながら、農業振興課で把握しているイノシシによる農作物被害状況は、いわき市鳥獣被害防止対策協議会の構成機関である農業共済組合からの情報が中心であり、イノシシ捕獲報奨金交付制度や捕獲許可事務を担当する環境企画課や、地域の窓口である支所等で有しているイノシシの出没や被害情報を分析する仕組みが十分なものとは言えないのが現状である。</p> <p>「いわき市鳥獣被害防止計画」の計画期間は平成27年度から29年度であり、次期計画の策定に向け、現行計画における被害防止対策がどのような効果を上げているかを検証するにあたっては、市域全体だけでなく、地区別の分析も行う必要があると考える。農業振興課においては、いわき市鳥獣被害防止対策協議会の構成機関のほか、環境企画課や各支所とも更なる連携を図り、被害の的確な把握に努め、柔軟な組織体制の検討を含む効率</p>	

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>的・効果的な被害防止対策を進めることを望むものである。</p> <p style="text-align: center;">(農業振興課)</p> <p>3 財産管理事務(財産区における財産管理について)</p> <p>財産区は、市の一部の区域で財産を有し又は公の施設を設け、その区域内の住民の福祉を増進することを目的に、その財産等の管理及び処分を行う権能をもった特別地方公共団体であり、本市においては、山林を財産とする5財産区と、温泉を財産とする常磐湯本財産区が設置されている。</p> <p>平成28年度の支所定期監査において、各財産区の財産管理の実態を調査したところ、正確な現況の把握をはじめ、財産管理事務のあり方に疑問が生じる結果となったことから、「財産区事務を所管する支所はもとより、各財産区の管理運営の調整や指導の役割を担う担当部署においては、課題解消に向けた安定的な自主財源の確保と、より効果的・効率的な保有財産の活用を図るため、保有財産の正確な実態把握と適正な管理に努められたい。」との意見を付したところである。</p> <p>いわき市行政組織規則においては、林務課の事務として「財産区(常磐湯本財産区を除く。)に係る事務の調整に関すること。」が規定され、いわき市職務権限規程においては、農林水産部長の特定専決事項として「財産区(常磐湯本財産区を除く。)の管理運営の調整及び指導」と規定されている。</p> <p>このことから、5財産区の事務について、各支所における状況を把握し、事務処理における問題点等を洗い出したうえで、市の公有財産管理に関する部署(施設マネジメント課)とも連携し、事務処理の整理及び統一化を図るなど、財産区において保有財産の正確</p>	<p>各財産区の管理運営の調整及び指導については、これまで林務課合議時に内容を確認し、適時、助言及び指導を行ってきたところですが、今後は、各財産区担当者はもとより、施設マネジメント課等関係部署との連携を図るとともに、特に財産の管理運営に関する合議については、議事録や台帳等の写し等、その根拠となる資料の確認徹底により、適切な助言、指導を行って参りたいと考えております。</p> <p>なお、各財産区担当者に対し、施設マネジメント課作成のいわき市公有財産評価換要領に準じた財産台帳の価格の算出方法について助言するとともに、あらためて林務課合議の徹底指導を行ったところであります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
な実態把握と適正な管理が行われるよう、適切な対応に努められたい。 (林務課)	